

1. 総会規約

(目 的)

第1条 本組合の総会（以下「総会」という。）の運営については、中小企業等協同組合法及び定款で定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。

(定足数の確認)

第2条 理事長は、総会成立の定足数を確認し、議場に報告しなければならない。

(議長の職務)

第3条 議長は、議事日程に従い、議事の円滑な進行を行うとともに、議場の秩序を確立し、かつこれを維持しなければならない。

2 議長は、不穏当な言行等により議事を妨げると認めるときは、その者に退場を命ずることができる。

3 議長は、出席した組合員（以下「組合員」という。）の発言を不当に制限してはならない。

(議事の開閉)

第4条 議事の開閉は、議長がこれを宣する。

(議案の説明)

第5条 議案は、提案者がこれを説明するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは他の者に説明させることができる。

(議事の進行)

第6条 議長は、提出された議案について説明、討議、採決の順に区分けして、議事を進めなければならない。

(討 議)

第7条 組合員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

2 発言は、議長の許可を得て行うものとし、発言に当たっては氏名を告げなければならない。

3 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。

4 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。

5 組合員は、他の者の発言を不当に圧迫又は抑制してはならない。

(緊急議案の提出)

第8条 組合員はいつでも緊急議案を議長に提出することができる。

2 議長は、前項の緊急議案の提出があったときは、緊急議案として認めるか否かを議場に諮らなければならない。

(採決の方法)

第9条 採決は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 挙 手

(2) 起 立

(3) 投 票

2 挙手及び起立は、賛成者又は反対者のいずれか一方について行うものとする。

3 投票は、あらかじめ配布された所定の用紙を用い、記名又は無記名により行う。

(修正案の採決)

第10条 原案についての修正案が提出されたときは、議長は、これを原案より先に採決するものとする。

2 修正案が二つ以上あるときは、議長は修正案の趣旨が原案に最も異なるものから順次採決するものとする。

(採決結果の宣言)

第11条 議長は、議案の採決を行ったときは、すみやかに賛否の数を調査確定し、その結果を議場に報告してその議案の決定を宣しなければならない。

(事業部への付議)

第12条 議長は、上程された議案についての審議のため必要と認めたときは、当該議案について事業部に付託して審議させることができる。

2 付託した議案については、総会で採決するものとする。ただし、この場合は事業部での審議経過を事業部長に報告させなければならない。

(指導助言の請求)

第13条 議長は、必要により出席した顧問、相談役、指導機関の者、若しくは学識経験者に対し、指導助言を求めることができる。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項であって、総会議事の運営について必要な事項は、議長がその都度これを定める。

2. 役員選挙規約

(目的)

第1条 本組合の役員選挙は、中小企業等協同組合法及び定款第33条で定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。

(選挙の期日)

第2条 役員任期満了による選挙は、総会において行う。

2 役員補欠のための選挙は、これを行うべき事由が生じた日から2ヶ月以内に行う。

3 役員定数の増加を議決したときは、増員された数の役員選挙は、その議決をした総会において行う。

(選挙管理人)

第3条 投票により行う選挙には、選挙管理人2人以上3人以内を置く。

2 選挙管理人は、総会において選任する。

3 選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第4条 投票により行う選挙には、選挙立会人2人以上3人以内を置く。

2 選挙立会人は、総会において選任する。

(投票箱の確認)

第5条 選挙管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙)

第6条 投票用紙は連記式投票用紙とし、その様式は、別に定める。

(投票用紙の交付)

第7条 選挙管理人は、選挙立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

(投票)

第8条 組合員は、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

(書面による選挙権の行使)

第9条 組合員は、定款第40条第1項の規定により、書面による選挙権を行おうとするときは、少なくとも次に掲げる事項を記載した書面を、開票前までに、本組合が受理できるように送付しなければならない。

(1) 被選挙人の氏名

(2) 指名推選の方法による選挙の可否又は条件

2 前項の書面は無記名とし、選挙人である組合員の名称、氏名を記載した封筒に封入して提出するものとする。

(投票の終了)

第10条 選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴

き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

2 投票の終了後は、何人も、投票することができない。

(投票用紙交付の確認)

第11条 選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立会人の確認を得なければならない。

(開票)

第12条 開票は、選挙立会人立会のうえ、選挙管理人が投票箱を開き、被選挙人ごとに得票数を計算するものとする。

(無効投票)

第13条 次の投票は、無効とする。ただし、第1号の事項については、書面による選挙権を行う場合は、この限りでない。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 記載すべき被選挙人の数を超過して記載したもの
- (3) 被選挙人の誰を記載したかを確認し難いもの

2 投票が、前項の規定に該当するかどうかの判断は、選挙管理人が、選挙立会人の意見を徴して決定する。

(開票結果の報告)

第14条 選挙管理人は、開票を終わったときは、その結果を議長に報告しなければならない。

(選考委員)

第15条 定款第33条5項の規定による選考委員の数は、3人以上5人以内とする。

(選考結果の報告)

第16条 選考委員は、被指名人の選定を終わったときは、その結果を議長に報告しなければならない。

2-1 加入規程

(目 的)

第1条 本規程は、定款第9条に基づいて本組合に加入を希望する者の加入手続、資格審査及び加入成立に関することについて定める。

(加入手続)

第2条 本組合に加入を希望する者は、次の書類の提出を行うものとする。

- (1) 加入申込書（様式1号）
- (2) 会社の商業登記の謄本（履歴事項全部証明書）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 定款の写し
- (5) 直近の決算報告書（3期分）
- (6) 納税証明書
- (7) 会社案内（パンフレット等）

(加入審査)

第3条 加入審査は、定款第9条及び第48条の定めにより、理事会で加入の諾否を決する。

(審査基準)

第4条 加入審査に当たり、特別な理由がない限り次の基準を適用する。

- (1) 定款第8条に定められた資格を有すること
- (2) 第2条に定められた書類が提出されていること
- (3) 出資の引受ができること

(加入の成立と手続)

第5条 第3条により加入の承諾を受けた者は、次の手続を終了することにより加入成立とし、手続を終了した日を組合加入日とする。

- (1) 加入申込者は本組合から加入承諾書の交付を受けた日より10日以内に定款に定められた出資金のほか賦課金等の払込みを済ませなければならない。
- (2) 賃貸借による加入者にとっては前号の出資金に替え加入手数料の払込みを済ませなければならない。
- (3) 前1号から2号までの払込完納により手続終了とする。
- (4) 払込方法は、本組合の指定した銀行口座への振込みのほか、本組合の認める方法によるものとする。

2-2 出張旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、本組合の役員、組合員又は職員（以下「役職員」という。）が組合用務のために国内出張したときの旅費に関する基準を定める。

(出張指令)

第2条 出張指令は、原則として理事長が行う。ただし、職員の通常出張については、その権限を事務局長に委託できる。

(前渡し)

第3条 旅費は、旅程に応じ、所要見込額を概算払いとして前渡しすることができる。

2 前渡金は、帰着後速やかに精算しなければならない。

(旅費の区分)

第4条 旅費は、原則として、日当、宿泊費、交通費及び雑費に区分し、別表1により算出する。

(日当)

第5条 役職員が組合用務で外部会議・視察・陳情・慶弔事・地域活動等に出席するため出張し、行程が50km以上であり5時間以上に及ぶとき、又は宿泊を伴うときは、日当を支給する。ただし、次の各号の一に該当するときは、日当額の半額を支給する。

(1) 行程が50km以上であるが、5時間に満たない場合

(2) 行程が20km以上50km未満であり、5時間以上に及ぶ場合

2 日当額計算の日数は、暦日による。

3 本組合以外から費用弁償を受けるときは、日当を支給しない。ただし、その額が第1項に規定する額に満たないときは、差額を支給する。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は、1泊2食付の実費とし、上限、下限の額を定める。

2 職員が役員又は組合員と随伴するときの宿泊費は、役員又は組合員に準ずる。

(交通費)

第7条 交通費は、公共交通機関普通運賃の実費を支給する。

2 必要に応じ、特急（新幹線を含む。）を利用し、又はタクシーを利用することができる。

3 必要に応じ、個人所有の自動車を使用することができる。ただし、任意の自動車保険に加入している車両に限る。

4 航空機の使用は、業務上急を要する場合に認める。

5 第3項の個人所有自動車の使用料金は、別表2により算出する。ただし、使用料金相当の燃料油を組合関連会社、沼津卸団地サービス株式会社のガソリンスタンドにおいて当該自動車に給油しこれに替えることができる。

(雑費)

第8条 宿泊を伴う出張には、雑費を支給する。

(研修旅費)

第9条 研修訓練等のために出張するときには、日当及び雑費を半額とすることができる。

(期間の延長)

第10条 出張途中において、病気、災害等やむを得ない事由により出張期間を延長したときは、その間の旅費を加算して支給する。ただし、延長の事由を証明しなければならない。

(例 外)

第11条 前各条によることのできないときは、理事長の承認を得なければならない。

別表1 旅費支給額表

職 分	日 当 (1日あたり)		宿泊費 (1泊あたり)	交通費	雑 費 (1泊あたり)
	5時間以上 又は 宿泊を伴うとき	左記以外るとき			
理 事 長	5,000 円	5,000 円	上限 15,000 円 下限 7,000 円	普通運賃 実 費 (詳細は第7条)	3,000 円
その他役員		3,000 円			
組 合 員		2,500 円*			
局 長	4,000 円	2,000 円*	上限 12,000 円		2,000 円
職 員	2,000 円	1,000 円*	下限 5,000 円		

*印は、第5条第2項の1号・2号に該当するとき支給

別表2 個人所有自動車の使用料金表

走行距離に対する基本額	1 kmにつき	40 円
走行距離に対する加算額	20km未満	500 円
	20km以上 50km未満	700 円
	50km以上	1,000 円

2-3 表彰並びに感謝状贈呈に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本組合又は組合員の運営と発展振興に寄与し、若しくは社会的貢献をなした者に対し、本組合より表彰状を授与又は感謝状を贈呈し、その功績を讃えることをもって目的とする。

(表彰基準、感謝状贈呈の対象)

第2条 表彰の種類、表彰基準及び被表彰者の推薦等については別表による。

2 感謝状の贈呈は、本組合の役員として組合運営に貢献し退任した者及びその他の者で本組合の運営発展に貢献した者に対して行う。

(記念品の贈呈)

第3条 表彰状の授与、感謝状の贈呈には、記念品を添えてこれを行う。

2 記念品は、役職の種類、勤続年数、功績等を考慮して別に定める。

(表彰等の時期)

第4条 表彰状の授与、感謝状の贈呈は組合創立記念日に行う。ただし、理事長が必要と認めるときは、理事会に諮り随時行うことができる。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者、感謝状被贈呈者は、総務部において決定する。

(経費の負担)

第6条 表彰に要する経費の負担については別に定める。

(例外事項)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会に諮り理事長が決定する。

別表 表彰規程

表彰の種類区分	功労者表彰	特別表彰
表彰の対象となる者	組合の役員及び職員又は組合員の代表者等及びその従業員とする	同 左
表彰基準	<p>(組合に対する功労者)</p> <p>(1) 5年以上勤務し組合の運営発展に貢献し、その功績顕著であると認められる者</p> <p>(永年勤続者)</p> <p>(1) 10年以上勤務し、功労顕著で表彰に値すると認められる者</p> <p>(2) 前号の表彰を受けた者で、成績優秀と認められる者は、勤続15年を超える5年ごとに表彰することができる</p>	人命救助、災害の防止、発明発見等の行為により組合の威信を高め社会的貢献が顕著で特に表彰に値すると認められる者
被表彰者の推薦者	<p>(1) 組合に対する功労者表彰は、特別委員長、事業部長及び業種部会長の推選</p> <p>(2) 永年勤続者表彰は、理事長及び組合員の代表者の推選</p>	特別表彰は、理事長及び組合員の代表者の推選

2-4 役員の諸手当及び退任慰労金品に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、本組合の役員に対する諸手当の支給、報酬及び退任慰労金品の贈呈について規定する。

2 この規程の役員とは、定款に規定する役員のうち専従役員、員外役員及び職員を除いた役員とする。

(出席手当)

第2条 役員が、理事会、執行役員会、監査へ出席したときは、次のとおり出席手当を支給する。

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| (1) 理事長 | 出席1回につき | 5,000 円 |
| (2) その他役員 | 〃 | 3,000 円 |

2 前項の出席手当は、本組合の通常総会終了後に前1年分を纏めて支給する。

(出張日当)

第3条 役員が組合用務で外部会議・視察・陳情・慶弔事・地域活動等へ出席したときは、次のとおり出張日当を支給する。ただし、出張の行程が50km以上であり5時間以上に及ぶとき、又は宿泊を伴うときは、全ての役員に日当 5,000 円を支給する。

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| (1) 理事長 | 出張1日につき | 5,000 円 |
| (2) その他役員 | 〃 | 3,000 円 |

2 前項のほか、出張旅費等については別に定め、帰着後速やかに精算するものとする。

3 本組合以外から費用弁償を受けるときは、出張日当を支給しない。ただし、その額が第1項に規定する額に満たないときは、差額を支給する。

(役員報酬)

第4条 役員に対し次のとおり報酬を支給する。

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| (1) 理事長 | 在任1年につき | 100,000 円 |
| (2) 副理事長 | 〃 | 50,000 円 |
| (3) 常務理事 | 〃 | 30,000 円 |
| (4) 執行役員会構成理事 | 〃 | 30,000 円 |

2 前項の報酬は、本組合の通常総会終了後に前1年分を支給する。

(退任慰労金品の贈呈)

第5条 役員が退任したときは、感謝状のほかに次のとおり退任慰労金品を贈呈する。

- | | | |
|---------------|----------|----------|
| (1) 理事長 | 在任期間に因らず | 50,000 円 |
| (2) 副理事長 | 〃 | 30,000 円 |
| (3) 常務理事 | 〃 | 20,000 円 |
| (4) 執行役員会構成理事 | 〃 | 20,000 円 |
| (5) 理事及び監事 | 〃 | 10,000 円 |

2 前項の退任慰労金品は、役位毎に通算せず、退任時の最高役位により贈呈する。

3 感謝状及び退任慰労金品の贈呈は、組合創立記念日に行う。

(例外事項)

第6条 本規程に定めのない事項については、理事会に諮り決定する。

2-5 慶弔見舞金規程

(目 的)

第1条 組合員の弔慰見舞金に関しては、この規程により処理する。

(慶 祝 金)

第2条 慶祝金は次の事項により、30,000円以内において贈呈する。

- (1) 本人及び後継者の結婚
- (2) 創業記念及び叙勲、褒賞記念の式典

(弔 慰 金)

第3条 弔慰金は次の事項により、30,000円以内において霊前に供える。適宜、生花・花輪・弔辞等を供えることができる。

- (1) 本人、配偶者の死亡
- (2) 一親等の血族の死亡
- (3) 同居家族の死亡

(見 舞 金)

第4条 見舞金は次の事項により、30,000円以内において贈呈する。

- (1) 本人、配偶者の10日以上入院又は1ヶ月以上の自宅療養
- (2) 災害をうけたとき

(慶弔見舞金の代替)

第5条 慶弔見舞金は、品物をもって替えることができる。

(組合員以外の慶弔見舞金)

第6条 本組合に関連あるその他の者に対する慶弔見舞金は、この規程に準じ、理事長が決定する。

(例外事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、その都度協議のうえ、理事長が決定する。

2-6 顧問及び相談役に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第35条に基づき顧問及び相談役を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項、並びに委嘱した者の職務及び権限について定めたものである。

(顧 問)

第2条 本組合の顧問は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- (1) 本組合の発展向上のために有益な助言及び活動をなしうる者
- (2) 本組合並びに組合員の事業に関し造詣が深く、指導的見解を有する学識者

(相 談 役)

第3条 本組合の相談役は、理事長、副理事長又は常務理事を経験し、退任した者のうちから選任する。

(委嘱の方法)

第4条 本組合の顧問及び相談役（以下「顧問等」という。）は、第2条及び第3条に該当する者のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期及び定数)

第5条 顧問等の任期は、原則として2年とし、定数は5人以内とする。

(職 務)

第6条 顧問等は、理事長の諮問にこたえる他、本組合の運営に関し意見を述べることができる。

(総会等への出席)

第7条 顧問等は、総会その他理事長が特に必要と認めた会議に出席し、議長の求めに応じて発言できるものとする。

(報 酬)

第8条 理事長は、理事会の議決を経て顧問等に報酬を与えることができる。

(秘密保持)

第9条 顧問等は、その職務に関し知り得た秘密を洩らしてはならない。

(職務の停止及び解任)

第10条 顧問等がその職務が遂行できないと判断される場合は、理事長がその職務を停止させ、必要に応じて理事会の承認により解任することができる。

3. 準組合員規約

(目 的)

第1条 本規約は、本組合が設置する準組合員制度の運用等について必要な事項を定め、もって本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 準組合員の資格を有する者は、本組合の主旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者であって、店舗等集団化計画区域内（以下「卸団地」という。）の施設を賃借する次の各号の一に該当する事業者とする。

- (1) 定款第8条第1号に規定する事業を営む者
 - (2) 卸団地の風紀環境及び安全等を害するおそれがなく、卸団地の機能を向上又は維持するために必要であると本組合が認めた事業を営む者
- 2 前項の施設を賃借する事業者とは、組合員施設に同居する当該組合員の子会社及び関連会社を除く第三者による賃借を指すものとする。ただし、組合員の子会社及び関連会社が準組合員資格の取得を必要とするとき又は施設の全部を賃借するときは、準組合員資格を有する者として取扱う。
- 3 準組合員は、中小企業等協同組合法及び定款に定める組合員には該当しないものとし、本組合に対する出資、本組合総会への出席及び議決権、選挙権・被選挙権を取得することはできない。

(加 入)

第3条 準組合員たる資格を有する者は、賃借する卸団地施設を所有する組合員を通じて不動産貸付に関する届出書及び加入申込書を提出し、本組合の承認を得て加入するものとする。

- 2 前項の諾否は、理事会において決する。
- 3 準組合員として加入する者は、賃借する施設を所有する組合員と本組合の間で、当該施設に対し売買予約に基づく所有権移転請求権保全仮登記がなされていることを確認のうえ、予約完結のときは届出の不動産貸借が終了することに予め同意するものとする。

(準組合員に対する事業等)

第4条 本組合は、第1条の目的を達成するため、組合員に支障がない範囲で準組合員に対し次の事業を行う。ただし、共同施設利用料金や事業参加負担金等は別途定める。

- (1) 次に掲げる本組合施設の利用及び本組合事業への参加
 - ① 本組合が所有する組合会館、展示場、共同駐車場等の共同施設の利用
 - ② 本組合が主催する福利厚生事業、教育研修事業、情報交換のための会議・講演会等、及び自主防災会と連携した防災訓練への参加
 - ③ 組合が認める資料・情報、組合ホームページの利用
 - (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業
- 2 本組合は、準組合員に対し卸団地における事業活動を認め、前項に掲げる本組合の事業及び業種部会への参加を通し組合員と連携が図れるよう配慮するものとする。

(準組合員費)

第5条 準組合員は、本組合に対し準組合員費を納付するものとする。

2 前項の準組合員費は、毎年6月に1年分を一括納付するものとする。

(遵守義務)

第6条 準組合員は、本組合の定款・規約等を遵守し、本組合の決定及び運営方針に従うものとする。

(事業内容の変更)

第7条 準組合員は、加入承認にかかる事項（事業者の名称・代表者・所在地、事業の内容等）、その他本規約上利害の生ずる一切の事項に変更が生じたときは、速やかに本組合に届出なければならない。

(脱 退)

第8条 準組合員は、次の各号の一に該当するときは、準組合員の資格を喪失する。

- (1) 合併、解散、倒産等の理由により卸団地での事業を中止したとき
- (2) 卸団地外に移転したとき
- (3) 組合員になったとき

2 準組合員は、前項の事由が生じたときは、直ちに本組合に届出て脱退するものとする。

(除 名)

第9条 本組合は、次の各号の一に該当する準組合員を除名することができる。

- (1) 第2条第1項に規定する準組合員の資格を逸脱したとき
- (2) 第5条で規定する準組合員費の納入を怠ったとき
- (3) 第6条で規定する遵守義務に違反したとき
- (4) 第7条に規定する事業内容変更の届出を怠ったとき
- (5) 長期間にわたって事業所等を使用しないとき
- (6) 本組合の事業を妨げ、また妨げようとしたとき
- (7) 本組合事業の利用に際し、不正を行ったとき
- (8) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をしたとき

(守秘義務)

第10条 本組合及び準組合員は、互いに知り得た情報を許可なく第三者に開示、漏洩してはならない。本条の規定は、脱退後も同様とする。

(そ の 他)

第11条 準組合員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、本組合理事会で決定する。

3-1 協力会員規程

(目 的)

第1条 本規程は、定款・準組合員規約に因らず店舗等集団化計画区域内（以下「卸団地」という。）に事業所等を設置する者（以下「協力会員」という。）について必要な事項を定め、もって本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 協力会員の資格を有する者は、国、県、及び組合が認めた本組合の組合員、または本組合が認めた準組合員以外の者であって、本組合の主旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする卸団地の施設を所有または賃借する次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 国、県、町の公共施設、及びそれに準ずる施設を設置する者
 - (2) 金融機関、会計・労務管理・法律事務所、業界団体など本組合及び組合員の利便施設を設置する者
 - (3) 本組合が規定する員外事業者。ただし、員外事業者の運用に必要な事項は、別に定める員外事業者取扱内規によるものとする。
 - (4) その他、卸団地の風紀環境及び安全等を害するおそれがなく、卸団地の機能を向上又は維持するために必要であると本組合が特に認めた者
- 2 協力会員は、中小企業等協同組合法及び定款に定める組合員には該当しないものとし、本組合に対する出資、本組合総会への出席及び議決権、選挙権・被選挙権を取得することはできない。

(加 入)

第3条 協力会員たる資格を有する者は、加入申込書を提出し、本組合の承認を得て加入するものとする。

- 2 前項の諾否は、理事会において決する。
- 3 施設を所有して加入する者は、本組合との間で、その所有する施設に対し売買予約契約を締結し、当該契約に基づく所有権移転請求権保全仮登記を付すことに同意するものとする。
- 4 施設を賃借して加入する者は、施設を所有する組合員と本組合の間で、当該施設に対し売買予約に基づく所有権移転請求権保全仮登記がなされていることを承認し、予約完結のときは届出の不動産賃借が終了することに予め同意するものとする。

(協力会員に対する事業等)

第4条 本組合は、第1条の目的を達成するため、組合員、準組合員に支障がない範囲で協力会員に対し次の事業を行う。ただし、共同施設利用料金や事業参加負担金等は別途定める。

- (1) 次に掲げる本組合施設の利用及び本組合事業への参加
 - ① 本組合が所有する組合会館、展示場、共同駐車場等の共同施設の利用
 - ② 本組合が主催する福利厚生事業、教育研修事業、情報交換のための会議・講演会等、及び自主防災会と連携した活動への参加
 - ③ 組合が認める資料・情報、組合ホームページの利用
 - (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業
- 2 本組合は、協力会員に対し卸団地における事業活動を認め、本組合及び組合員、準組合員と連携が図れるよう配慮するものとする。

(会 費)

第5条 協力会員は、本組合に対し会費を納付するものとする。

2 前項の会費は、毎年6月に1年分を一括納付するものとする。

(遵守義務)

第6条 協力会員は、本組合の定款・規約等を遵守し、本組合の決定及び運営方針に従うものとする。

(事業内容の変更)

第7条 協力会員は、加入承認にかかる事項（事業者の名称・代表者・所在地、事業の内容等）、その他本規程上利害の生ずる一切の事項に変更が生じたときは、速やかに本組合に届出なければならない。

(脱 退)

第8条 協力会員は、次の各号の一に該当するときは、協力会員の資格を喪失する。

- (1) 合併、解散、倒産等の理由により卸団地での事業を中止したとき
- (2) 卸団地外に移転したとき
- (3) 組合員、準組合員になったとき

2 協力会員は、前項の事由が生じたときは、直ちに本組合に届出て脱退するものとする。

(除 名)

第9条 本組合は、次の各号の一に該当する協力会員を除名することができる。

- (1) 第2条第1項に規定する協力会員の資格を逸脱したとき
- (2) 第5条で規定する会費の納入を怠ったとき
- (3) 第6条で規定する遵守義務に違反したとき
- (4) 第7条に規定する事業内容変更の届出を怠ったとき
- (5) 長期間にわたって事業所等を使用しないとき
- (6) 本組合の事業を妨げ、また妨げようとしたとき
- (7) 本組合事業の利用に際し、不正を行ったとき
- (8) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をしたとき

(守秘義務)

第10条 本組合及び協力会員は、互いに知り得た情報を許可なく第三者に開示、漏洩してはならない。本条の規定は、脱退後も同様とする。

(そ の 他)

第11条 協力会員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、本組合理事会で決定する。

3-1-1 員外事業者取扱内規

(目的)

第1条 本規程は、定款・準組合員規約に因らず店舗等集団化計画区域内（以下「卸団地」という。）の施設を一部使用するその他の事業者（以下「員外事業者」という。）について必要な事項を定め、もって本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(員外事業者)

第2条 員外事業者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 組合員施設に同居する当該組合員の子会社及び関連会社
- (2) 準組合員が賃借する組合員施設に同居する当該準組合員の子会社及び関連会社
- (3) 本組合との業務委託契約により組合会館に入居する事業者
- (4) その他本組合が認める事業者

(届出)

第3条 前条に該当する員外事業者は、同居又は賃借する卸団地施設を所有する組合員を通じて不動産貸付に関する届出を本組合に提出し、員外事業者の登録をするものとする。

2 員外事業者は、使用する施設を所有する組合員と本組合の間で、当該施設に対し売買予約に基づく所有権移転請求権保全仮登記がなされていることを確認のうえ、予約完結のときは届出の不動産貸借が終了することに予め同意するものとする。

(員外事業者に対する事業等)

第4条 本組合は、第1条の目的を達成するため、組合員及び準組合員に支障がない範囲で員外事業者に対し次の事業を行う。但し、共同施設利用料金や事業参加負担金等は別途定める。

- (1) 次に掲げる本組合施設の利用及び本組合事業への参加
 - ① 本組合が所有する組合会館、展示場、共同駐車場等の共同施設の利用
 - ② 本組合が主催する福利厚生事業、教育研修事業、情報交換のための会議・講演会等、及び自主防災会と連携した活動への参加
 - ③ 組合が認める資料・情報、組合ホームページの利用
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(遵守義務)

第5条 員外事業者は、本組合の定款・規約等を遵守し、本組合の決定及び運営方針に従うものとする。

(その他)

第6条 員外事業者について本内規に定めのない事項であって必要な事項は、本組合理事会で決定する。

4. 事業部規約

(目 的)

第1条 本規約は定款第7条に定める事業の推進と円滑な運営を図り、もって本組合並びに組合員の健全な振興、発展を期するため事業部を設置し、活発な事業活動を行うことを目的とする。

(組 織)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 財政金融事業部
- (3) 展示場事業部
- (4) 食遊市場事業部
- (5) 駐車場事業部
- (6) エステート事業部
- (7) 管財事業部
- (8) 教育厚生事業部

(業務分掌)

第3条 各事業部の業務分掌は、別に定める。

(各部の構成)

第4条 事業部の構成員は理事会において選考し、理事長が委嘱する。

(部員の任期)

第5条 部員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部長・副部長)

第6条 部員のうちから部長1名を理事長が委嘱し、副部長1名は部員の互選によって決定する。

(職 務)

第7条 部長は担当する事業を統括し、円滑健全な運営のもとに、事業の発展、向上に努める。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第8条 会議は部長が招集し、議事は出席部員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、部長が決定する。

(事業計画並びに予算)

第9条 事業部は毎年度末までに翌年度の事業計画並びに予算案を理事長に提出する。

(事業報告と承認)

第10条 事業部長は4半期ごとの事業活動とその実績をそれぞれ翌月20日までに理事長に報告する。

- 2 事業の運営に当たり、計画の変更等重要と思われる事項については、理事長に報告し、必要に応じ理事会の承認を求める。

(細 則)

第11条 本規約の運用に当たって必要ある事項については、別に細則を定めることができる。

(規約の改正)

第12条 本規約は、理事会の議を経て総会の議決をもって改正することができる。

4 - 1 駐車場管理規程

(目的)

第1条 この規程は、本組合所有の駐車場（以下「駐車場」という。）の公平かつ秩序ある使用を図るとともに、有料化による使用料収入によって本組合の自主財源を確保し、もって健全なる組合運営の促進を図ることを目的とする。

(駐車場の定義)

第2条 駐車場とは、本組合が所有又は賃貸借する土地に車両駐車を目的とし、白線区画してある場所をいう。

(駐車場の改良・増設・廃止)

第3条 駐車場を改良、増設又はこれを廃止する場合は、管財駐車場事業部会（以下「事業部会」という。）において検討し、理事会の承認を得なければならない。

(利用区分)

第4条 駐車場は有料駐車場及び無料駐車場に区分する。

(有料駐車場)

第5条 有料駐車場とは、第2条のうち本組合と賃貸借契約を締結した駐車区画をいう。

(無料駐車場)

第6条 無料駐車場とは、前条の有料駐車場を除いた駐車区画をいう。

2 無料駐車場は、組合会館・展示場並びにその他の施設を利用する者が一時的に使用するものとし、それ以外の使用については事業部会の承認を必要とする。

(有料駐車場の使用及び返還手続)

第7条 有料駐車場を使用する場合は、駐車場申込書を本組合に提出し許可を得なければならない。

2 前項の駐車場申込書が提出されたときは、事業部会において検討し、その結論に基づいて理事長は駐車場使用許可証を交付するものとする。

3 使用している駐車場の全部若しくは一部が不要となる場合には、駐車場返還届を不要となる月の15日以前に本組合に提出しなければならない。

(貸付期間)

第8条 有料駐車場の契約期間は本組合の事業年度ごととする。

2 契約期間中に本組合が他の目的でその駐車場を使用する場合又は貸付区画に変更等を生じる場合には、契約期間中であっても貸付けを解除又は変更することができるものとする。ただし、この場合にはあらかじめ15日以上の余裕をもって借受人に対しその旨を通知する。

(貸付料金)

第9条 有料駐車場の使用料金は、車両1台に対し1区画とし、1ヶ月単位の料金とする。

- 2 使用料金は、別に定める駐車場使用料金表による。
- 3 使用料金の改正は、本組合が必要と認めた場合事業部会において検討し、理事会の承認を得なければならない。

(料金徴収方法)

第10条 前条の使用料金の徴収は、翌月分の料金を当月末日までに本組合に前納するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 駐車場の使用者は、車両の駐車以外にこれを使用してはならない。

(使用上の注意)

第12条 駐車場設置の趣旨を認識し、使用にあたっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 駐車場の境界には、標識をたてたりロープを張る等の行為をしてはならない。
- (2) 駐車場の白線は、無断で引き替えてはならない。
- (3) 有料駐車場区画を他企業と交換、転貸等は一切行ってはならない。
- (4) 団地の美観を損うことのないよう、日常の清掃に努め、善良な管理をしなければならない。
- (5) 使用者の責に帰すべき事由により駐車場を損傷した場合には、使用者は責任をもって修復しなければならない。また、それに要した費用は使用者が負担するものとする。
- (6) 駐車場で生じた事故については、借受人と事故当事者間で解決するものとし、本組合は責任を負わないものとする。

(使用の中断)

第13条 駐車場の舗装、線引き又は本組合事業の必要等のため一定期間使用を中断する場合には、あらかじめ本組合は使用者にその旨を通知し、協議して行うものとする。

- 2 借受人が駐車場を使用していないときには、本組合が組合及び組合員のためにこれを使用することができる。
- 3 緊急時又は公共目的等のため駐車車両の移動を指示された場合、借受人は直ちにこれに従わなければならない。

(隣接駐車場の使用協議)

第14条 組合員に隣接する駐車場区画の申込みが、当該組合員以外からある場合には、事業部会は申込者及び当該組合員と協議してこれを決定する。

(契約解除)

第15条 有料駐車場の借受人が、使用料金の支払いを1回でも怠った場合、又は第12条その他本契約上の義務を怠った場合、本組合は催告を要せず本契約を解除できるものとする。

- 2 契約が解除された場合、又は契約が終了した場合、借受人は直ちに当該駐車場の使用を中止し、本組合に返還しなければならない。これに違反した場合、借受人は解除の翌日から返還月の使用料金の倍額に相当する損害金を支払うものとする。

(例外事項)

第16条 この規程に定めのない事項については、事業部会において検討し、これを理事会が決定する。

4-2 人材育成助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条第11号に基づく本組合の教育研修支援として、本組合で主催する研修以外の外部研修への参加、通信研修の受講等、自主研修に参加する者に対し、受講費用の一部を助成することにより、組合員及びその従業員の研修機会・研修意欲の増進を図り、多くの有意な人材の育成を目的とする。

(助成対象者)

第2条 人材育成助成金（以下「助成金」という。）の交付対象者は、組合員又は組合員の代表者等及びその従業員とし、本規程第3条及び第4条に定める研修に参加し、かつ、修了した者とする。

(対象とする研修)

第3条 助成金の交付対象となる研修は、次の各号の一に該当する研修とする。

- (1) 業務遂行能力向上を目的とした研修で、受講費用の負担及び助成金の受領者が組合員又は組合員の代表者等及びその従業員のいずれかに該当するもの
- (2) 業務時間外を利用した組合員の代表者等及びその従業員が自身のためにする自己啓発を目的とした研修で、受講費用の負担及び助成金の受領者が組合員の代表者等及びその従業員でいずれも個人となるもの

(対象とする研修機関)

第4条 助成金の交付対象となる研修機関は、次の各号の一に該当する機関とする。

- (1) 中小企業大学校、雇用・能力開発機構、中小企業団体中央会、法人会、商工会議所及びその他の公的機関
- (2) 学校法人産業能率大学、放送大学、日本マンパワー、SBS学苑及びその他の民間機関
- (3) その他本組合が必要と認める研修機関

(助成金の申込)

第5条 助成金の交付を希望する者は、原則として対象研修修了後3ヶ月以内に、別に定める助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して本組合に提出するものとする。

- (1) 研修案内等、研修の内容が確認できるもの（写し可）
- (2) 修了証（写し可）、又は研修報告書等、研修の全課程を受講したことを証する書類
- (3) 受講者氏名が記載された研修機関発行の領収書（写し可）
- (4) 前各号の書類で確認ができないときは、その他本組合が必要と認める書類

(助成金の交付)

第6条 本組合は、前条に規定する助成金交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金額)

第7条 助成金の交付額は、別表1により算出する。ただし、本組合以外から重複して助成金の交付を受けるときは、受講費用から本組合以外から受領する助成金を控除した金額を受講費用とみなす。

(交付限度)

第8条 助成金の交付限度は、年度ごとに決定される本組合の教育厚生事業部会（以下「事業部会」という。）の予算の範囲内において、別表2により算出する。ただし、業務遂行能力向上を目的とした研修助成金の交付限度は、組合員又は組合員の代表者等及びその従業員の合計額で年間20,000円を限度とする。

(助成金の取消等)

第9条 助成金の交付に際し、虚偽の申請又はその他不正な手段によるものと本組合が認めたときは、申請の取消し又は交付した助成金の返還を命ずることができる。

(例外事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、事業部会の議を経て理事会が決定する。

別表1 助成金交付額表

受講費用	助成金額	
	業務遂行能力向上を目的とした研修等	個人の自己啓発を目的とした研修等
2,000円以上 10,000円未満	2,000円	1,000円
10,000円以上 15,000円未満	3,000円	1,500円
15,000円以上	4,000円	2,000円

別表2 助成金交付限度額表

交付対象	年間交付限度額	
	業務遂行能力向上を目的とした研修等	個人の自己啓発を目的とした研修等
1人当たり	4,000円	2,000円
1社当たり	20,000円	対象外

4-3 人間ドック等検診費用助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条第13号に基づく本組合の健康維持支援として、本組合で実施する定期健康診断以外に、医療機関による人間ドック・脳ドック検診（以下「人間ドック等検診」という。）を受診する者に対し、受診費用の一部を助成することにより、生活習慣病その他の疾病を早期に発見するとともにその予防を促し、組合員の代表者等及びその従業員の健康維持・健康増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 人間ドック等検診費用助成金（以下「助成金」という。）の交付対象者は、組合員の代表者等及びその従業員で、人間ドック等検診の受診日において満40歳以上の者とする。

(対象となる検診)

第3条 助成金の交付対象となる人間ドック等検診とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 1日人間ドック
- (2) 2日人間ドック
- (3) 脳ドック

(助成金の申込)

第4条 助成金の交付を希望する者は、原則として人間ドック等検診を受診後3ヶ月以内に別に定める助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して本組合に提出するものとする。

- (1) 受診内容及び氏名が記載された医療機関発行の領収書（写し可）
- (2) 前号の書類で確認できないときは、その他本組合が必要と認める書類

(助成金の交付)

第5条 本組合は、前条に規定する助成金交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金額)

第6条 助成金の交付額は、人間ドック等検診にかかった費用のうち、30,000円以上の自己負担をした者に対し、一律2,000円を支給する。ただし、年度ごとに決定される本組合の教育厚生事業部会（以下「事業部会」という。）の予算の範囲内において毎年度1人1回限りとする。

(助成金の取消等)

第7条 助成金の交付に際し、虚偽の申請又はその他不正な手段によるものと本組合が認めたときは、申請の取消し又は交付した助成金の返還を命ずることができる。

(例外事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、事業部会の議を経て理事会が決定する。

5. 金融事業規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第7条第8号及び第9号に掲げる事業（以下「金融事業」という。）を行うために必要な手続、方法、その他の事項について定め、もって金融事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

2 この規約に定めのない事項については、財政金融事業部会（以下「事業部会」という。）の議を経て理事会が決定する。

(資 金)

第2条 金融事業に必要な資金は、本組合の自己資金及び取引金融機関、組合員、又はその他の者からの借入金をもって充てる。

(資金の借入)

第3条 前条の資金借入額及び借入れの条件等については、事業部会の議を経て理事会が決定する。

(連帯保証)

第4条 本組合は、第2条の資金の借入れに際して必要があると認めるときは、理事又は組合員の全部又は一部に対し、連帯保証人となるべきことを請求することができる。

(貸付の種類)

第5条 組合員に対する事業資金の貸付けの種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 証書貸付
- (2) 手形貸付
- (3) 手形割引

(借入の申込)

第6条 組合員が事業資金を借入れようとするときは、事業資金借入申込書に必要な書類を添えて本組合に提出しなければならない。

2 前項の事業資金借入申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。

(貸付の決定)

第7条 前条の申込みを受けた本組合は、次の事項を調査して、貸付けの可否及び貸付けの条件等を決定する。ただし、申込みの額とその組合員に対する貸付金の未償還額との合計額が、その組合員の持分の額に満たないときは、この調査を省略することができる。

- (1) 事業の状況
- (2) 申込金の使途及びその効果
- (3) 事業計画及び資金計画
- (4) 返済計画
- (5) 担保物件
- (6) 保証人の保証能力
- (7) 手形の割引にあっては、その手形の振出人又は裏書人の状況

- 2 前項の貸付けの可否及び貸付けの条件等は、理事会において決定する。ただし、あらかじめ理事会において定めた貸付基準の範囲内の申込みに対しては、理事長が専決できるものとする。

(貸付の期間、償還の方法)

第8条 証書貸付の貸付期間は20年以内とし、償還の方法は定期、年賦、半年賦又は月賦とする。

- 2 手形貸付の期間は1年以内とする。

(貸付金の利率)

第9条 組合員に対する貸付金の利率は、貸付期間が1年を超えるものにあつては長期利率、1年以内のものにあつては短期利率を適用する。

(積立金)

第10条 本組合は、事業資金の貸付けを受けた組合員に対し、その貸付金額の20%以内の金額を、金融事業に伴う積立金として積立てすることを請求することができる。

- 2 組合員は、前項の積立金を第19条に規定する担保及び次項に規定する償還以外の目的に使用してはならない。
- 3 本組合は、組合員が貸付金の償還を怠ったときは、その組合員に対し第1項の積立金を償還金に充てるべきことを請求することができる。

(期限前償還)

第11条 本組合は、貸付けを受けた組合員が次の各号の一に該当するに至ったときは、償還期間の満了前であっても貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 組合員としての義務を怠り、その資格を喪失したとき
- (2) 本組合を脱退し、又は脱退の予告をしたとき
- (3) 破産宣告、民事再生、会社更生、会社整理の申立てをし、又はこれを受けたとき
- (4) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (5) 財産、請求権に対し、差押え、担保権の実行等の強制手続きがされたとき
- (6) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき
- (7) 第21条に規定する請求に応じなかったとき
- (8) 支払いを停止し、又は本組合に対する債務の不履行があったとき
- (9) 本組合の書面による承諾なく、所有する団地内の土地又は建物、若しくはそれらの重要な部分を第三者へ譲渡又は貸与、若しくは担保提供したとき
- (10) 信用が著しく低下したとき、又は理事会、事業部会で償還の必要を認めたとき

(貸付期間の延長)

第12条 貸付けを受けた組合員が、やむを得ない事情により貸付期間内に貸付金の全部又は一部を償還することができなくなったときは、事業部会の議を経て理事会において貸付期間の延長を決定することができる。

- 2 前項の決定に基づき貸付期間が延長されたときは、延長された日数に応じ延滞利息を課すことができる。

(債務保証)

第13条 本組合の取引金融機関に対する組合員の債務の保証は、次に掲げる債務について行うものとする。

- (1) 証書貸付に対する保証
- (2) 手形貸付に対する保証
- (3) その他、事業部会が認め理事会で承認された貸付けに対する保証

(債務保証の申込)

第14条 組合員が債務の保証を受けようとするときは、債務保証申込書に必要な書類を添えて本組合に提出しなければならない。

2 前項の債務保証申込書の様式及び必要な添付書類は別に定める。

(債務保証の決定)

第15条 前条の申込みを受けた組合は、次の事項を調査して、保証の可否及び保証の条件等を決定する。ただし、この場合については第7条第1項ただし書の規定及び同条第2項の規定を準用する。

- (1) 事業の状況
- (2) 債務の額及びその内容
- (3) 債権者たる取引金融機関の名称及びその組合員との取引状況

(債務保証料)

第16条 組合員が債務の保証を受けたときは、本組合は、別に定める債務保証料をその組合員に請求することができる。

(債権の取立受任)

第17条 本組合が債務保証した組合員に対する債権の取立てに際し、債権者たる取引金融機関から委任の申込みがあったときは、事業部会の意見を聴取し、理事会においてその受任の諾否を決定する。

2 前項の諾否の決定に際しては、本組合は、その組合員の事業の運営に支障を生じない範囲内において取立てを実行することができる委任の条件をその取引金融機関に付けさせるよう努力しなければならない。

(貸付及び債務保証の最高限度等)

第18条 一組合員に対する貸付けの金額又は一組合員のためにする債務保証の金額の最高限度額は、原則として担保評価額の範囲内とする。ただし、総会において決議された金額を超えることはない。

2 前項の規定にかかわらず、新規加入の組合員に対しては、一定期間貸付けの金額又は債務保証の金額に制限を加えることができる。

(担保及び保証人)

第19条 本組合は、第5条の貸付け又は第13条の債務保証に際して必要があると認めるときは、組合員に担保の提供及び本組合の認める保証人の連帯保証を求めることができる。

2 担保に提供することができる物件は、土地、建物とする。ただし、理事会で認めた場合はその限りではない。

(担保物件の評価)

第20条 担保物件の評価は、時価の80%以内において決定する。ただし、この場合の時価とは取引金融機関と協議のうえ定める額とする。

2 前項の担保物件の評価は、令和2年4月1日からの3年間に限り、時価の80%に特別評価5%を加えた85%以内において決定する。ただし、この特別評価5%の加算措置は、令和5年3月31日を期限にその効力を失う。(本項は失効と同時に条文削除する。)

(担保の増加)

第21条 本組合は、貸付期間内に担保物件の時価が低落した場合において、必要があると認めるときは、その組合員に対して、担保物件の増加又は貸付金の一部償還、若しくは債務保証額の減額を請求することができる。

(担保物件に関する届出)

第22条 組合員が事業資金の貸付けを受けた後において、その提供した担保物件につき改造、滅失、毀損、設置場所の変更、その他重大な変更を生じたときは、遅滞なくその旨を本組合に届け出なければならない。

(担保物件に対する補償金)

第23条 担保物件に対し、法令若しくはその他の原因により補償金その他の給付を受ける場合、本組合が受取人となり債務の弁済に充てることができる。

(担保物件の保険)

第24条 担保物件に対しては、本組合を保険金受領者とし、本組合の指定する金額以上の損害保険を指定の保険会社に契約し、債務の弁済に至るまで継続するものとする。

2 前項の損害保険料、その他一切の費用は債務者の負担とし、万一事故発生し本組合がその保険金を受領したときは、その期限の如何にかかわらず債務の弁済に充当する。

(公正証書作成費用等の負担)

第25条 貸付けのために必要な公正証書の作成に要した費用及び担保物件の鑑定並びに抵当権設定に要した費用等は、貸付けを受けようとする組合員が負担するものとする。

(報告及び監査)

第26条 本組合は、随時債務者たる組合員に担保物件の状況又は営業状態の報告、若しくは監査を求めることができる。

(秘密の保持)

第27条 本組合の役員、事業部会の部員は、金融事業実施のうえで知り得た情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

(損害金)

第28条 債務者である組合員が、本組合に対し債務の履行をしなかった場合は、支払うべきその金額に対して、年14%の割合による損害金を支払うものとする。

(管轄する裁判所)

第29条 債務者に関する訴訟は、本組合の所在地を管轄する裁判所とする。

5 - 1 運転資金融資規程

(目 的)

第1条 本規程は、金融事業規約に基づき、組合員の営業のために必要な運転資金の融資について規定する。

2 この規程に定めのない事項については、財政金融事業部会の議を経て理事会が決定する。

(貸付の種類)

第2条 組合員に対する運転資金の貸付けの種類は、手形貸付とする。

(借入の申込)

第3条 組合員が運転資金を借入れようとするときは、1週間以上前に運転資金借入申込書を本組合に提出しなければならない。

(貸付の期間、償還の方法)

第4条 貸付けの期間は1年以内とし、償還の方法は2ヶ月ごとの均等償還を原則とする。

(貸付限度額)

第5条 貸付けの限度額は、本規程第7条及び第8条に定める担保物件の評価額より既に担保として使用している額を控除した額とする。

(貸付金の利率)

第6条 貸付金の利率は、本組合が借入れする利率に手数料を上積みした利率とする。

2. 前項の手数料については別に定める。

(担保及び保証人)

第7条 本組合は、運転資金の貸付けに当たって組合員から担保を提供させ、連帯保証人1名を立てさせるものとする。

2 担保に提供することができる物件は、団地内に所有する土地及び建物とする。

3 組合員に対し債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき理事会が認めた場合、組合員は前項の担保以外に本組合が適当と認める担保及び連帯保証人を追加するものとする。

(担保物件の評価)

第8条 担保物件の評価は、土地については時価の80%以内、建物については建築価額の50%以内において決定する。

(担保物件の保険)

第9条 組合員は、担保物件に対し損害保険契約を締結し、貸付金の弁済に至るまでこれを継続するものとする。

2 前項の保険契約について、組合員は、本組合のため保険金請求権に質権を設定し、保険証券を本組合に交付するものとする。ただし、理事会で認めた場合はその限りではない。

5-2 設備資金融資規程

(目的)

第1条 本規程は、金融事業規約に基づき、組合員の敷地の確保、店舗・倉庫等建物の建築及び営業のために必要な設備資金の融資について規定する。

2 この規程に定めのない事項については、財政金融事業部会の議を経て理事会が決定する。

(貸付の種類)

第2条 組合員に対する設備資金の貸付けの種類は、証書貸付とする。

(借入の申込)

第3条 組合員が設備資金を借入れようとするときは、1ヶ月以上前に設備資金借入申込書を本組合に提出しなければならない。

(貸付の期間、償還の方法)

第4条 貸付けの期間は10年以内とし、償還の方法は毎年均等償還を原則とする。ただし、高度化資金については、その定める方法による。

(貸付限度額)

第5条 貸付けの限度額は、本規程第7条及び第8条に定める担保物件の評価額より既に担保として使用している額を控除した額とする。

(貸付金の利率)

第6条 貸付金の利率は、本組合が借入れする利率に手数料を上積みした利率とする。

2 前項の手数料については別に定める。

(担保及び保証人)

第7条 本組合は、設備資金の貸付けに当たって組合員から担保を提供させ、連帯保証人1名を立てさせるものとする。

2 担保に提供することができる物件は、団地内に所有する土地及び建物とする。

3 組合員に対し債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき理事会が認めた場合、組合員は前項の担保以外に本組合が適当と認める担保及び連帯保証人を追加するものとする。

(担保物件の評価)

第8条 担保物件の評価は、土地については時価の80%以内、建物については建築価額の50%以内において決定する。

(担保物件の保険)

第9条 組合員は、担保物件に対し損害保険契約を締結し、貸付金の弁済に至るまでこれを継続するものとする。

2 前項の保険契約について、組合員は、本組合のため保険金請求権に質権を設定し、保険証券を本組合に交付するものとする。ただし、理事会で認めた場合はその限りではない。

6. 電磁的方法（ウェブサイト・電子メール）による組合運営に関する規約

（目 的）

第1条 本組合における電磁的方法による組合運営については、定款及び中小企業等協同組合法で定めるもののほか、この規約によるところにより行う。

（電磁的方法）

第2条 本規約において、電磁的方法とは、本組合のウェブサイトを利用する方法及び電子メールによる方法をいう。

（電磁的方法による運営に関する規程）

第3条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、別途規程で定める。

（組合員に対するID又はパスワードの設定及び変更）

第4条 本組合は、電磁的方法によって総会の開催通知を受けることを希望する組合員に対し、ID又はパスワードを設定する。

- 2 組合員は、組合員本人又は法人たる組合員の代表者以外の者がID又はパスワードを使用することのないよう、自己の責任において厳重に管理するものとする。
- 3 組合員が本組合を脱退する場合には、本組合は当該設定を解除するものとする。
- 4 法人たる組合員の代表者に変更があった場合には、当該設定を解除し、改めて設定を行うものとする。

（組合員の電子メールアドレスの届出）

第5条 組合員は、自己の電子メールアドレスを本組合に届け出るものとする。

（電磁的方法による総会招集通知）

第6条 本組合から組合員に対して発する電磁的方法による総会招集通知は、本組合のウェブサイトに掲載した後、組合員が申し出た電子メールアドレス（以下「組合員電子メールアドレス」という。）に宛てて電子メールを別途発してするものとする。

- 2 本組合から組合員に宛てて発する電子メールによる総会招集通知は、組合員電子メールアドレスに向けて発すればよく、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したのものとする。
- 3 組合員から、電子メールによる総会招集通知を受けない旨の書面又は電子メールによる申出があった場合には、当該組合員に対する総会招集通知は書面を発してするものとする。
- 4 本組合から組合員電子メールアドレスに宛てて発した電子メールによる総会招集通知が2回連続して組合員に着信しない場合には、その組合員の同意は撤回されたものとする。ただし、組合の不注意により、着信不能を同意の撤回と扱わなかったことをもって、直ちに総会のその他の行為が無効となるものではない。
- 5 本組合は、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を本組合のウェブサイトに掲載し、組合員がこれをダウンロードして入手する方法によることができるものとし、本組合からは組合員に対して、総会の目的たる事項、日時、場所とともに、これらの書類をウェブサイトに掲載したことを通知するものとする。

（電子メールによる臨時総会招集請求）

第7条 組合員が臨時総会の招集を電磁的方法により請求しようとするときは、会議の目的たる事項及び招集の

理由を記載した臨時総会招集請求書に総組合員の5分の1以上の組合員の電子署名が付された同意ファイルを添付し、組合電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとする。

(電磁的方法による理事会の招集通知)

第8条 本組合から理事に対して発する電子メールによる理事会招集通知は、理事が申し出た電子メールアドレスに宛てて発してするものとする。

(理事会における電磁的方法による議決権の行使)

第9条 理事は、理事会において、あらかじめ通知のあった事項について、電磁的方法により議決権を行使しようとする場合には、組合電子メールアドレスに宛てて、自己のID又はパスワードを入力した電子メールを理事会の前日までに発してするものとする。

(規約の改正)

第10条 本規約は、理事会の議を経て総会の議決をもって改正することができる。

6-1 組合員専用ページ利用規程

(目 的)

第1条 本規程は、定款第7条第11号に基づく本組合ウェブサイトの組合員専用ページの共同利用について定める。

(組合員専用ページ)

第2条 組合員専用ページは、本組合ウェブサイトの組合員専用ページを基本として行う。

(U R L)

第3条 本組合ウェブサイトのURLを下記のとおりとする。

<https://n-oc.jp>

(対 象 者)

第4条 組合員専用ページの利用は、組合員又は法人たる組合員の代表者及びその従業員とする。

(利用手続)

第5条 利用希望者は、任意のプロバイダーと契約し、ID（電子メールアドレス）を取得したうえで、下記の手続を行うものとする。

- (1) 組合員専用ページ入会申込書に必要事項を記入のうえ、本組合に提出する。
- (2) 本組合ウェブサイトアクセスし、ホームページ上でも登録申請する。
- (3) 本組合は、申請者の加入が適当と判断した場合、申請者が申し出た電子メールアドレスに宛てて組合員専用ページの利用に際し必要となるパスワードを発行する。

2 利用希望者が従業員の場合は、当該組合員の代表者の承認を必要とする。

(利用停止及び除名)

第6条 本組合は、次の事項に該当する者に対しては、組合員専用ページの利用を一旦停止し、その事実が確認された場合は、利用停止又は除名するものとする。

- (1) 本組合及び組合員に対して、不正、不良を行った者
- (2) 組合員専用ページを利用して、公序良俗に反する行為を行った者
- (3) 利用者が本組合を脱退した場合、又は従業員利用者が当該組合員企業を退職した場合
- (4) プロバイダーより利用停止又は除名の申請があった者

2 利用停止の継続、解除及び除名の審議は総務部で行い、理事長が執行する。

7. 建築協定書

(目 的)

第1条 沼津卸団地（以下「団地」という。）は、中小企業事業団法による指定団地として、同法による高度化資金の貸付けを受けて協同組合沼津卸商社センター（以下「組合」という。）及び同所属組合員（以下「組合員」という。）が敷地の造成及び建築を行うものであるが、本建築協定書（以下「協定」という。）は、組合員の総意により、本組合及び組合員が建設する建築物、工作物及び附属設備の配置構造、用途、形態、意匠等に関して基準を定め、本組合及び組合員の共通の利便と団地内の環境維持に寄与することを目的とする。

2 団地内に建設する本組合、又は組合員以外の第三者の建築物、工作物及び附属設備に関しても本協定を準用するものとし、本組合が団地内の敷地の一部を使用せしめ、若しくは賃貸、又は譲渡する場合はそれによって生じた権利を第三者が行使することについて、本協定の基準を準用するための法的に有効な取決めを行うものとする。

(建築関係法規との関連)

第2条 組合員は建築基準法、同施行令、同細則、静岡県条例、清水町の建築関係条例、その他建築及び附属設備に関する関係法令を本協定と共に遵守するものとする。

(用 語)

第3条 本協定に用いる用語のうち、敷地、道路、建築物、工作物、同附属設備に関して建築関係法令に用いる用語と同じものがある場合は、特記なき限り関係法令の用語と同じ解釈及び適用とする。

(建築物、工作物及び附属設備に関する勧告、指導及び設計)

第4条 組合員の計画する建築物、工作物及び附属設備については、静岡県（以下「県」という。）並びに本組合の基本指導及び勧告に従う。

2 組合員は県及び本組合の指導に従って自己の計画する建築物、工作物、同附属設備の規模、構造、内容を略記した説明書に縮尺100分の1又は200分の1単線略平面図を添えて本組合に提出し、審査を受ける。審査の結果、変更を要する箇所がある場合は、本組合の勧告に従って、組合員は訂正のうえ再提出するものとし、組合員が勧告に応じない場合は、本組合は県の指示に従い、職権をもって計画内容の変更をすることができる。

3 組合員は基本設計が完了したら、図面2部を本組合に提出して審査を受ける。基本設計の内容が県の指導及び協定に適合しない部分がある場合は、組合員は本組合の勧告に従って基本設計を変更又は訂正するものとする。基本設計には各階平面図、敷地内の建築物、工作物、その他の配置図、立面図2面、及び構造と内外の仕上を示す表を含むものとする。

4 審査に合格した基本設計図により、組合員は引続き実施設計を行い、設計が完了したら設計図面2部を本組合に提出して審査を受けるものとし、もし、県の指導及び協定に適合しない部分がある場合は、本組合の勧告に従って必要な変更又は訂正を行うものとする。

(基準法に準ずる道路の指定)

第5条 団地内の道路及び団地外周に接する団地外の道路は、全て建築基準法及び同関係法令に定める都市計画区域内の道路と同等の道路とみなす。

(基準法に準ずる用途地域の指定)

第6条 団地内は、本協定にこれと異なる基準がない限り、建築基準法による商業地域及び準防火地域と同等の基準を適用する。

(構造の制限)

第7条 建築物の構造は、全て簡易耐火以上の構造建築物とする。

(最低建ぺい率及び延面積)

第8条 敷地区画内の最低建ぺい率は100分の35とする。ただし、建ぺい率計算の基礎となる敷地面積は、隣地境界線及び道路との境界線で囲まれた敷地全部を対象とし、また、建築面積には車庫、倉庫や工作物の上屋類を含めるものとする。もし、商品、又は商品の容器類を野積みにするため、若しくは自家用の車両置場を設けるため、敷地の相当部分をこれに使用するため上記最低建ぺい率を守ることが著しく困難であると本組合が認める場合は、上記最低建ぺい率の制限を解除し、それに替えて建物（工作物の上屋も含む。）の延面積の敷地面積に対する最低割合を100分の35とする。

(敷地の一部提供義務)

第9条 組合員は、各敷地区画境界線より、歩車道側では1.5m、その他の側では0.5mをそれぞれ準公共用地として本組合の使用に提供するものとする。提供した敷地は、電柱・地下配管・地下配線等の公共施設設置後は組合員が緑化し美化に努める。

2 共同建築物を建築する場合、又は共用通路を設置する場合には、隣地側の0.5mを準公共用地に提供することができないが、前項公共施設の設置については本組合の指示により支障のないようにする。

(建築線)

第10条 敷地内の建物の基礎・壁面及び軒・庇の柱は、提供する準公共用地を避けて後退させるものとする。

2 軒及び庇については、歩車道側で準公共用地に1mまで、その他の側では0.25mまでの突出を認める。ただし、電柱等公共物の設置に支障が生じた場合には、本組合の指示に従って当該組合員の負担によりその一部の撤去及び改修を行うものとする。

(車両出入口及び通路の設置)

第11条 車両出入口及び通路を設ける場合は次の各号による。

- (1) 道路の交差点又は曲り角から5m以上離さなければならない。ただし、曲線の曲り角は、曲線部及び曲線の起点より5m以上離し、隅切の場合は隅切の角から5m以上離す。
- (2) 隣地境界線より5m以上離す。都合上5m以内に設置する場合には、あらかじめ隣地組合員に了承を得たうえで本組合の承認を必要とする。
- (3) 隣地組合員と共用車両出入口を設置する場合には、本組合の承認を得なければならない。
- (4) 車両出入口の幅は、1ヶ所6m以内とする。
- (5) 2ヶ所以上設ける場合は、その間隔を10m以上とする。
- (6) 歩道又は準公共用地を横切って車両出入口を設ける場合は、その構造を団地内の道路及び歩道と同等若しくはそれ以上の強度とし、特に本組合の指示する個所では、地下埋設施設を本組合の指示する方法で保護する。ただし、これに要する費用は当該組合員の負担とする。

(建物の外観、内装)

第12条 建物の外観、色彩、意匠については節度を守り、団地としての調和を保つよう留意するものとする。著しく調和を欠き団地内の建物としては不相当と判断される場合は、本組合で変更を勧告することができる。

ものとし、勧告を受けた組合員はそれに従うものとする。

(広告、店名標示方法)

第13条 広告及び店名標示の方法については、別途協定をする。

(塀、柵及び目隠)

第14条 組合員の敷地区画の境界に塀、柵類を必要とする場合は、準公共用地を避けて設置する。

- 2 設置する場合は、鉄網フェンス若しくは柵とし、一部必要やむを得ないと認められる場合以外は、目隠となる塀を設けてはならない。
- 3 塀、柵類を設置する場合は、事前に本組合に届出をなし了承を得るものとする。

(団地施設利用の義務)

第15条 組合員は団地の共同施設として設ける上水道、汚水排水、ガス、電気、その他の共同施設を利用し、これらの施設に屋内施設を連関接続させる義務を負い、みだりに統一を欠く施設を設けてはならない。

(施設の制限)

第16条 従業員、経営者、役員等の居住専用施設を原則として設けてはならない。ただし、有効面積10㎡未満の宿直室及び従業員等の保健、衛生、若しくは作業に直接関係のある浴室、更衣室等はこの限りではない。

7-1 広告物協定

(目 的)

建築協定第13条に基づき、美観風致の維持、公衆に対する危害防止のうえから次の協定をする。

- (1) 広告看板、装飾類（以下「広告物」という。）は、自己敷地内に設置することとし、準公共用地（グリーンベルト）は避けるものとする。また、広告物の数は5基以内とする。ただし電柱・地下配管・地下配線等の公共施設物に支障がなく、かつ軽量な物に限り、準公共用地への設置を特に許可する場合もあるが、公共施設の設置及び補修に支障を生じた場合には、本組合の指示に従い当該組合員の負担において移設に応じなければならない。
- (2) 広告物の形状、面積、色彩、意匠は、自己建物とのバランス、周囲の環境とを熟考したうえ決定し、他企業の迷惑となる過大広告は避けるものとする。
- (3) 広告物を建物に設置する場合、高さは、広告物の底辺が地上より2m以上とし、横に突出する場合は、準公共用地に0.9mまでの突出を認める。
- (4) 表示の内容は、原則として自己の事業所名、商標、営業内容及びキャッチフレーズとする。
- (5) 広告物設置に際しては、事前に本組合に図面等の届出をなした了承を得るものとする。

7-2 外柵協定

(目 的)

団地の外柵設置につき統一的美観及び危険防止のうえから次の協定をする。

- (1) 外柵の設置は、団地外部との境界線以内とする。
- (2) 原則として、外柵は組合統一（材料、構造、色彩等）を図ることとする。
- (3) 外柵の高さは、原則として1.2m以下とする。
- (4) 原則以外の外柵設置に関しては、本組合に届出をなした了承を得るものとする。